

「令和8年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年8月14日	みなとタクシー株式会社(法人番号6310001002132) 代表者 円田 真	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和7年12月15日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記載事項等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)地理・応接の指導監督の記録義務違反(運輸規則第40条第3項)、(10)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)	4	4	4	4
	長崎県長崎市上小島4丁目10番地17号	長崎県長崎市上小島4丁目10番地17号							
令和8年8月21日	八幡第一交通株式会社(法人番号1290802013871) 代表者 池田 正則	黒崎営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」)第16条第1項、法第27条第3項	令和8年1月14日、労働局からの通報を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定める業務の確保違反(法第16条第1項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	2	2	2	2
	福岡県北九州市八幡西区紅梅1丁目8番13号	福岡県北九州市八幡西区紅梅1-6-8							